

仙台市議会議長 岡 部 恒 司 殿

## 質 問 状

平成28年11月25日

仙台市青葉区一番町2丁目11番12号

プレジデント一番町402号(〒980-0811)

小野寺信一法律事務所

TEL 022-267-5432 FAX 022-267-5439

弁護士 小野寺 信 一

私は議会ウォッチャー仙台のメンバーです。

メンバーの一人が平成27年以前から本会議場で双眼鏡を使用し、重いので今年から単眼鏡を使用することになったところ、平成28年6月23日、只野庶務課長から「落とすと危ないので議場に単眼鏡を持ち込むのはやめてください」との注意を受けました。そのメンバーは単眼鏡を紐で首に掛けていたので「その気遣いはないので問題はない」と返事をしたのですが、注意の根拠に疑問を持ち、9月7日、只野庶務課長に単眼鏡持ち込み禁止の根拠について質し、以下のようなやり取りがありました。

只野課長：傍聴規則を示して「この通り（11条1 刃物その他危険なものを持つ者は入れない）なのでダメです」

メンバー：「単眼鏡は危険物ではないので、これにはあたらない。私は遠くが見えないので、メガネの延長線上で議場の諸々を確認のため使っている。落とすと危険なら、メガネもこのボールペンも同じではないか？」

只野課長：「メガネ・ボールペンはいいが、単眼鏡はダメです」

メンバー：「合理的な話ではない，承服できない」

只野課長：「平成21年にオペラグラスが問題になった際，議運では一致しなかったが議長裁定でNOとなった。これが生きている」

9月16日，本会議場傍聴席入り口に別紙の貼り紙を確認しました。

以上の経過に基づき，以下の点を質問致します。

- ①この貼り紙の根拠は何か。
- ②只野課長の回答にある仙台市議会傍聴規則第11条1項「刃物その他危険なものを持っている者」に該当することが根拠か。
- ③第11条1項の「その他危険なもの」とは，「刃物」が例示としてあげられているように，刃物と同類の（それ自体の性質として）人を殺傷する危険性を持つものと解釈され，単眼鏡やオペラグラスはそれに該当しないと判断されるがどうか。
- ④落とすと下にいる議員にぶつかる危険性を考慮して「危険なものを持っている者」に該当すると判断したのであれば，単眼鏡やオペラグラスを紐で首に掛けていた場合はどうか。
- ⑤それでも該当する場合，携帯もそれにあたるのか。
- ⑥携帯は該当しないが単眼鏡やオペラグラスはそれに該当するということであればその根拠は何か。

以上につき，平成28年12月26日までに文書にてご回答くださいますようお願い致します。

以 上

【別紙】

双眼鏡・単眼鏡・  
オペラグラス等の  
持ち込みは  
ご遠慮ください。

仙台市議会 2016/10/04